

災害廃棄物処理状況について

災害廃棄物処理に係る主な目標

- 生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物を平成23年8月末までを目途に仮置場へ概ね移動 ⇒達成
- その他の災害廃棄物については平成24年3月末までを目途に仮置場へ移動
- その他の災害廃棄物の中間処理・最終処分については、平成26年3月末までを目途

被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の災害廃棄物処理の進捗状況(8月15日現在)

県	がれき推計量 (千t)	家屋等解体により発生するがれき量(がれき推計量の内数) (千t)	仮置場への搬入 済量(千t)	撤去率 (解体を除いたがれき推計量に対する搬入済量の割合) (%)	平成24年3月目標の達成状況(がれき推計量に対する搬入済量の割合) (%)
岩手県	4,515	898	3,102	86%	69%
宮城県	15,838	7,857	7,166	90%	45%
福島県	2,280	225	881	43%	39%
合計	22,633	8,980	11,149	82%	49%

注)がれき推計量:衛星画像を用いて浸水区域を特定し、これを基に環境書において津波により倒壊した家屋等のがれき量を推計したもの。なお、がれきの仮置場への搬入が概ね終了している市町村等については、搬入済量を基にして推計したがれき量を計上。
搬入済量 :平成23年8月15日現在で県を通じて把握がなされた仮置場への搬入済量を集計したもの。なお、この搬入済量には、家屋等家屋等解体により発生したがれきで撤去した完了したものも含まれている。

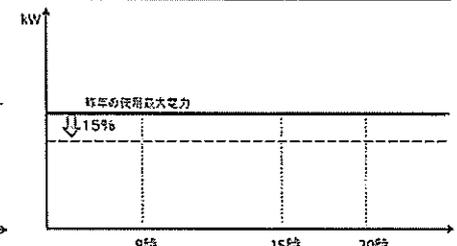
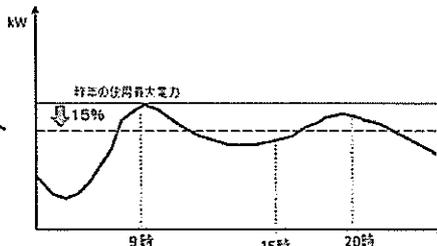
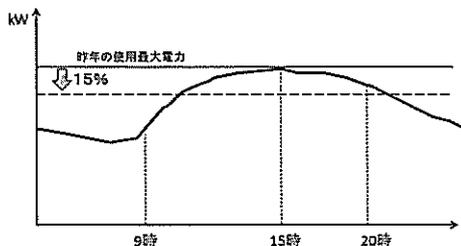
電気事業法に基づく最大使用電力規制について

制度概要

500KW以上の大口需要家について、昨夏の使用最大電力の15%削減値を上限とする。

使用制限の期間・時間帯

- ・東京・東北電力管内:7/1~9/9(平日)の9時~20時
- ・東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地域:7/1~9/2(平日)の9時~20時



制限緩和の必要性

- ①使用制限の単純適用により、広範に経済的・社会的混乱を惹起するおそれや、生命・身体の安全に直接影響を及ぼすおそれがあるもの
⇒鉄道、航空管制、倉庫、下水道等
- ②オフィスビル等の場合、使用制限の対象はオーナーであるが、実際に使用削減を行うのはテナントであり、規制の適用対象や罰則適用については、実態に応じた対応が必要

NO	主な論点	制限緩和内容
1	鉄道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏の通勤通学路線等は、<u>使用制限の対象となる時間帯を12～15時に短縮。</u> ・新幹線・地方生活路線等は、<u>実態に応じ、0～5%の使用制限。</u> ・被災地路線は適用除外。
2	航空保安施設	東京電力管内の4施設は、 <u>共同で5%の使用制限。</u>
3	倉庫	<u>5%の使用制限。(冷蔵倉庫・定温倉庫等)</u>
4	下水道事業	<u>5%の使用制限。但し、降雨時には適用除外。</u>
5	オフィスビル	テナント専有部分の使用削減が行われなかったことにより、使用電力の制限値を超えた場合には、 <u>一般的なケースにおいては、オーナーには罰則がかからない(法務省刑事局に照会済)。</u>
6	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館：<u>10%の使用制限。</u> ・空港ターミナル：<u>5%の使用制限。</u> ・港湾運送：<u>5%の使用制限</u> ・がれきを受け入れる廃棄物処理施設：<u>適用除外。</u> 等

29

●我が国エネルギー構造のどのような課題を検証すべきか

- ①大震災によって明らかになった課題
- ②海外の戦略との比較
- ③日本のエネルギー・環境戦略の歴史的変遷
- ④以上を踏まえた現状の戦略の評価

●踏まえるべき基本方針(ミッション・優先課題)は何か

日本再生の基本戦略として成長、経済を支え、イノベーションをリードするエネルギー・環境戦略をどのように構築すべきか。

- ①新パラダイム戦略:集権型の旧システムの改良でなく、分散型の新システムを目指すべきではないか。
- ②国際貢献戦略:技術と政策に裏打ちされた解決手法を実現し、課題解決先進国として世界に貢献すべきではないか。
- ③6つの重要論点として押さえるべきミッションと優先すべき課題の設定は、以下のとおりではないか。

【重要論点1】省エネルギー	【重要論点2】自然エネルギー (再生可能エネルギー)	【重要論点3】資源・燃料	【重要論点4】原子力
生活の快適さを失わず省エネルギー実現 ・民生、運輸、産業プロセスのエネルギー効率の持続的向上	技術・コスト面等実用化の壁の打破 ・再生可能エネルギーの産業化 ・自然と共生する生活	社会への供給 ・社会増技術で化石燃料を効率的に公平利用 ・安定供給に向けた資源戦略 ・石油・ガスの安定供給確保	安全への挑戦 ・原子力事故・安全の徹底検証 ・最高度の原子力安全の実現
【重要論点5】電力システム 電力不足とコスト低減への対応 ・分散型システムとの調和 ・原子力事業の取り直し ・送電分離を含む電力事業形態のあり方			
【重要論点6】エネルギー・環境政策 新システムの担い手の育成 ・国際競争力のある企業と新しい雇用の創出			

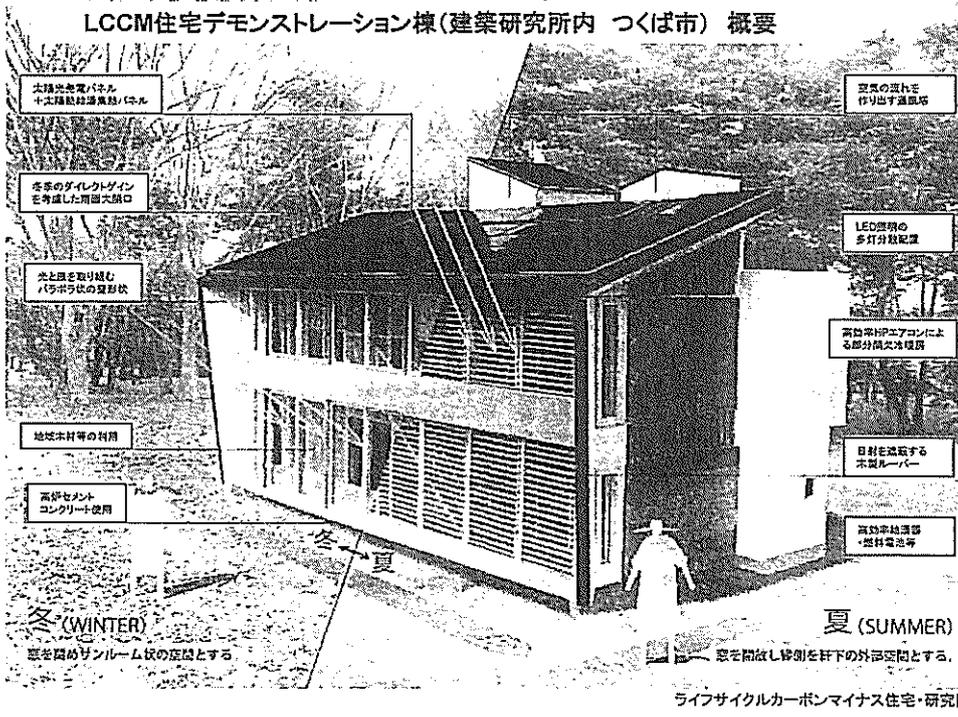
30

※平成23年6月22日第1回エネルギー・環境会議資料をもとに作成

LCCM(ライフサイクル・カーボン・マイナス)住宅について 国土交通省

●使用段階のCO2排出量に加え、資材製造や建設段階のCO2排出量の削減、建築物の長寿命化により、建築から解体・再利用等までのライフサイクル全体を通じてCO2排出量をマイナスにする住宅・建築物の開発・普及を推進し、我が国の地球温暖化防止対策の一層の進展に寄与する。

LCCM住宅デモンストレーション棟(建築研究所内 つくば市) 概要

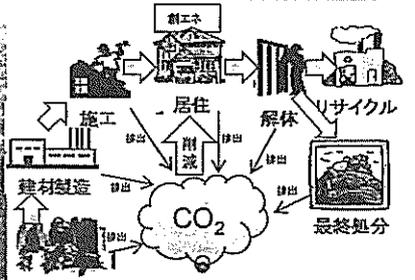


- 太陽光発電パネル(大規模設置)・蓄電池(併設)
- 冬季のダブルガラスを考慮した開口部
- 光と風を取り出し、パワースタイルの夏風
- 地域木材等の利用
- 高効率セメントコンクリート使用
- 空調の取手を作り出す通風口
- LED照明の多灯分散配置
- 高性能PEエコンによる部分間気体循環
- 日射を遮断する木製ルーバー
- 高効率給湯器・燃料電池等

冬(WINTER) 窓を閉めサラン・フィルム状の空間とする

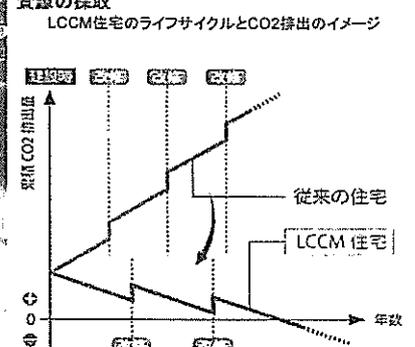
夏(SUMMER) 窓を開放し、空気を軒下の外部空間とする。

資源の採取
LCCM住宅のライフサイクルとCO2排出のイメージ



建設段階: 建材製造 (CO2排出) → 施工 (CO2排出) → 居住 (CO2排出) → 解体 (CO2排出) → リサイクル (CO2排出) → 最終処分

ライフサイクル全体を通じたCO2排出量推移のイメージ



従来の住宅: CO2排出量が増加し続ける

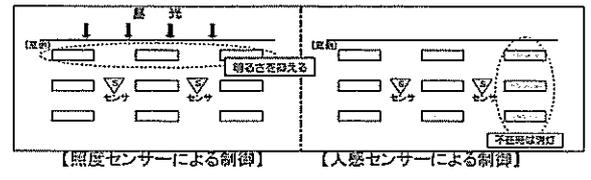
LCCM住宅: CO2排出量が建設段階で削減され、居住段階でも削減され、最終的にマイナス(吸収)となる

ライフサイクルカーボンマイナス住宅・研究開発委員会(委員長:村上周三(独)建築研究所理事長)

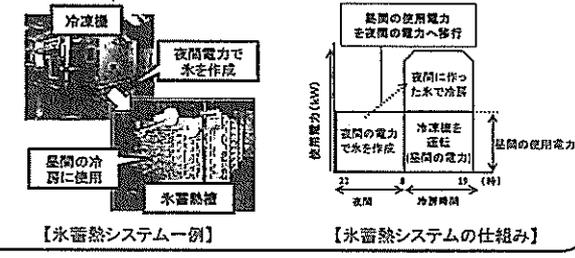
官庁施設における省エネ・節電施策 国土交通省

官庁施設における電力負荷平準化及び省エネに資する設備の導入を推進

■省エネに資する設備の例【照明器具の更新、照明制御】
照明器具を高効率なLED照明やHf照明に更新し、制御システム(照度センサー、人感センサーによる制御等)を導入することにより、照明エネルギーを削減。



■電力負荷平準化の例【水蓄熱】
夏期において、電力需要の少ない夜間電力の利用により氷として蓄熱し、電力需要の多い昼間の冷熱源として使用することにより、昼間の使用電力を削減。

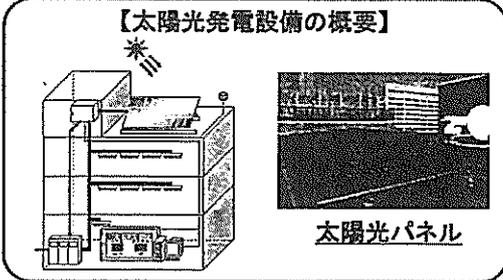


官庁施設における太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入を推進

■官庁施設における太陽光発電設備等の再生可能なエネルギーの導入を推進する。
自然エネルギーを有効に利用し、発電時にCO2を排出せず、環境負荷の低減が図られる。

■(導入状況) 中央合同庁舎第3号館(46kW)をはじめ、合同庁舎全体で約2,000kWの太陽光パネルを設置している。

【太陽光発電設備の概要】



太陽光パネル

<現状と課題>

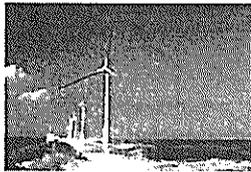
- 沿岸域：既に、鹿島港や瀬棚港において洋上風力発電施設が設置されているが、更なる推進を図るためには、他の利用との調整を円滑に図るシステムの構築が必要。
- 沖合：広大な空間と安定した風環境を有しており、風力発電のポテンシャルは高いが、国内外において深水域でも対応可能な浮体式洋上風力発電の実績はない。

沿岸域（港湾）における取組

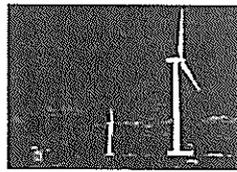
○今後の取組

- ・円滑な許認可手続き等の利用調整を行うための関係機関による協議会の設置など調整スキームの検討あわせて、非常時における風力発電施設と蓄電池を活用した電力供給システムの検討（実証実験予定）

鹿島港（茨城県神栖市）
2,000kW×7基



瀬棚港（北海道せたな町）
600kW×2基



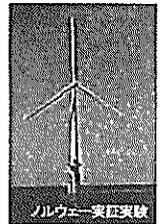
沖合（浮体式）における取組

○今後の取組

- ・浮体式洋上風力発電の普及に向けた安全面の環境整備として安全ガイドラインを作成。その際、関係省庁の行う実証事業等との連携を十分に図る。

（参考）具体的な検討内容

- ・台風、地震、潮流・海流等我国固有の気象・海象状況を踏まえて以下の事項について検討
 - ・浮体及び風車の動揺を考慮した構造強度、復原性（転覆耐性）等の安全性確保
 - ・設置及び維持管理の安全・効率性確保
 - ・大規模展開時の安全性確保
 - ・非常時（船舶衝突時等）の安全性確保 など

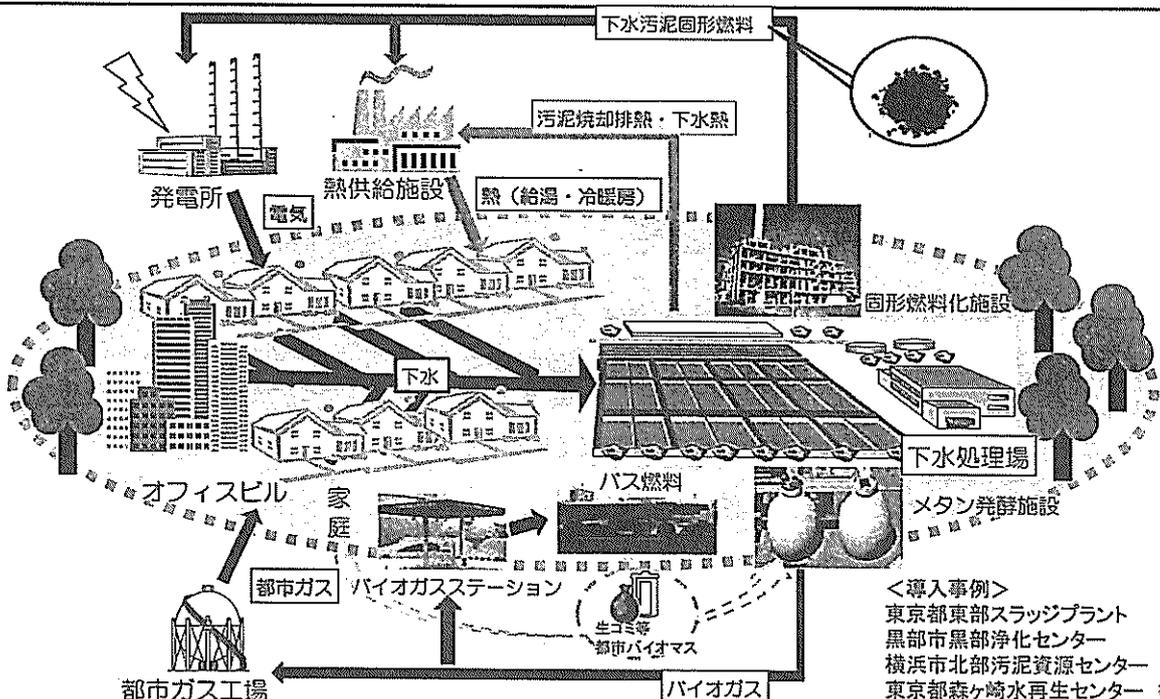


海洋空間の利活用を推進する上で、事業者、地方自治体、漁業者、海運事業者等の関係者間の調整を円滑にする仕組みが重要

内閣官房総合海洋政策本部事務局をはじめとする関係省庁と連携し、洋上風力発電を強力に推進

下水道の再生可能エネルギーの活用推進

- 地域で発生する汚水を下水処理場で集約処理。
- 下水処理で発生する下水汚泥と、都市部で発生する生ゴミ等の都市バイオマスを集約処理し、再生可能エネルギー化。
- 固形燃料、バイオガス、汚泥焼却廃熱、下水熱等の下水道が有する再生可能エネルギーを地域に還元



<導入事例>

- 東京都東部スラッジプラント
- 黒部市黒部浄化センター
- 横浜市北部汚泥資源センター
- 東京都森ヶ崎水再生センター 等

第4回

中央環境審議会総合政策部会と各種団体との 意見交換会

資料

特定非営利活動法人 こども環境活動支援協会 (L E A F)

第四次環境基本計画策定に向けた考え方 (計画策定に向けた中間とりまとめ)

環境基本計画に関する意見

平成23年10月5日

特定非営利活動法人こども環境活動支援協会(LEAF)

代表理事:小澤紀美子 事務局長:小川雅由

■ 意見交換を希望する課題

持続可能な社会を実現するための
地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

■ 意見

本課題の各施策を個別に推進するのではなく、相互に連動した社会システムとして機能するよう制度設計の考え方を導入する

NPO法人こども環境活動支援協会

Learning and Ecological Activities
Foundation for children

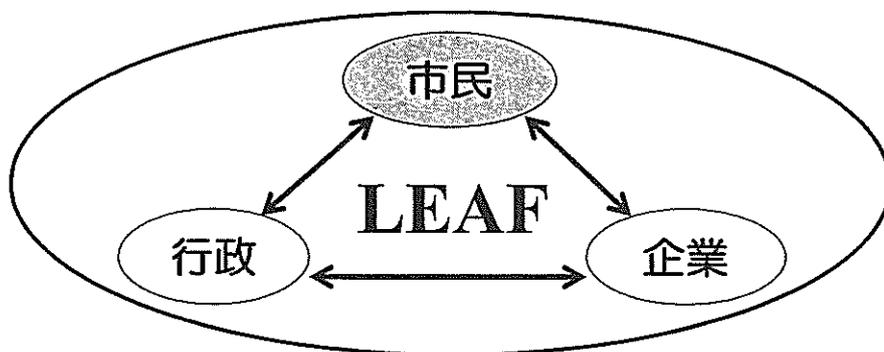
こども環境活動支援協会は、市民・行政・事業者の連携を深めながら次代をになう子どもたちの環境活動を応援するために、平成10年4月に設立され、平成14年4月特定非営利活動法人（NPO法人）として認証取得

<http://leaf.or.jp/>

<事業内容>

- 地域に根ざした持続可能な社会に向けた教育の調査研究事業
- 自然体験活動を推進するための支援事業
- 企業会員と連携した環境教育事業
- 世界の子どもたちの環境活動交流事業
- 広報・出版事業

【持続可能な社会に向けたLEAFの役割】



地域の中でネットワークづくり、つなぎ役

<理事構成>

理事数・・・22名 監事・・・3名
学識経験者、行政、自然保護、企業、教育関係、協同組合

<会員構成>

個人会員 155名
企業会員 67団体

<職員体制>

職員・・・7名 契約職員・・・4名
臨時・アルバイト職員・・・23名

<2010年度決算>

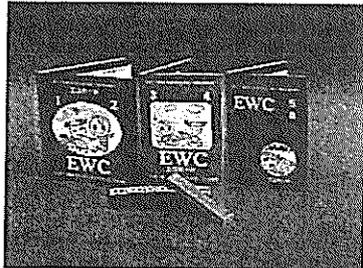
2010年度収入・・・111,157,004円
2010年度支出・・・111,116,500円

【LEAFの主な事業】

持続可能な社会に向けた地域のしくみづくり

西宮市における環境学習システムの開発実施

- ・環境学習事業(EWC・エコカード)、市民活動カード、地球となかよしカードの企画・運営
- ・ホームページ「エココミュニティ情報掲示板」の管理運営、エココミュニティ活動支援



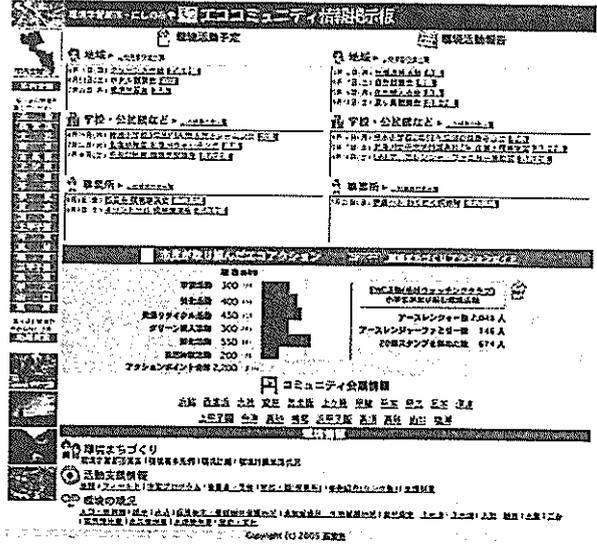
エコカード(小学生)



なかよしカード
(幼児)



市民活動カード(中学生以上の市民)



【LEAFの主な事業】

自然体験活動(山・川・海・農地)を推進するための支援



仁川での自然体験



体験農園 (LEAF協働事業)



甲山

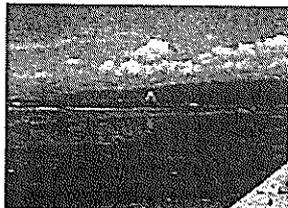
甲山自然環境センター
(宿泊施設・キャンプ場)
指定管理者



環境学習サポートセンター



甲子園浜
自然環境センター

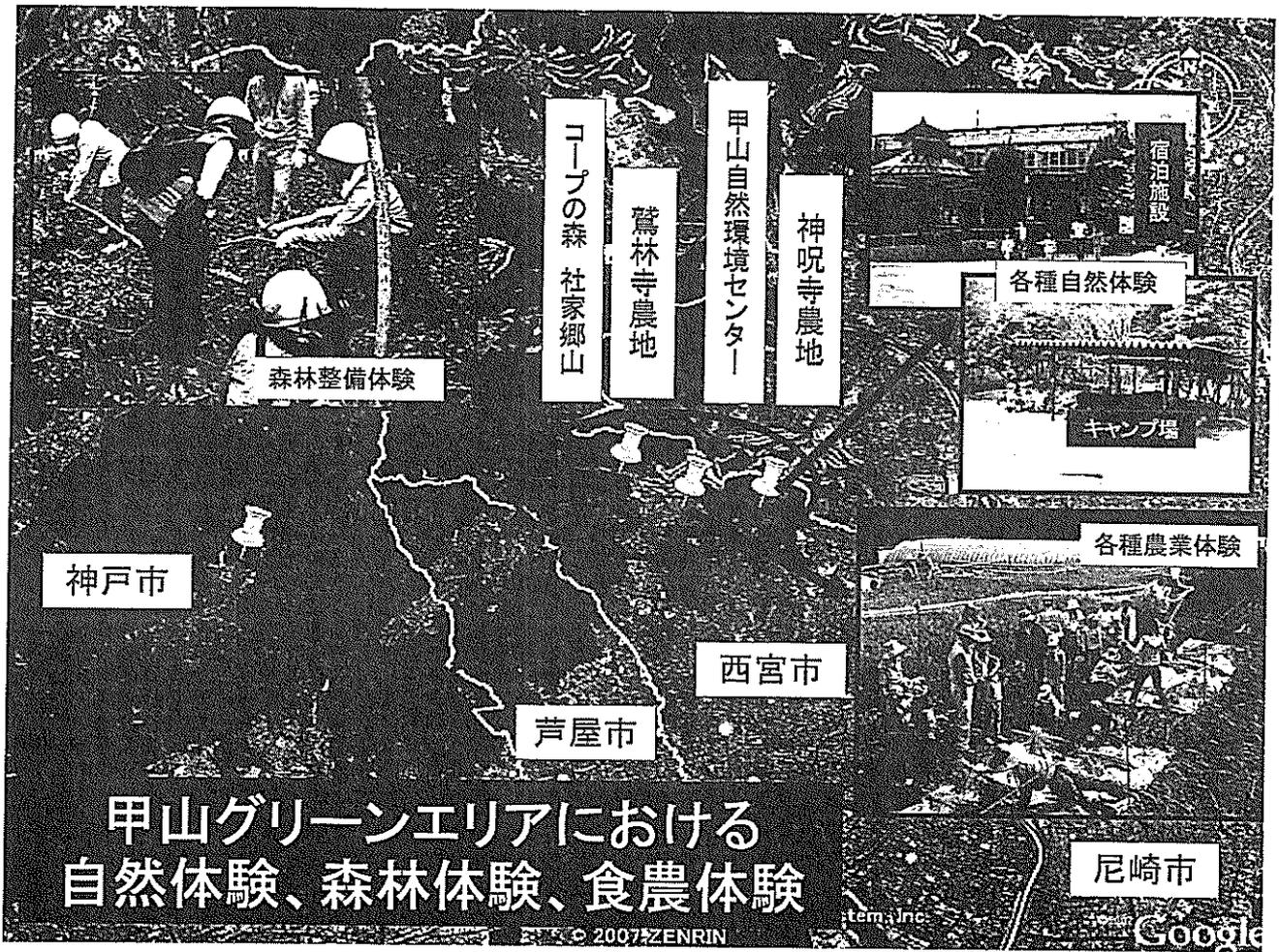


国設の特別鳥獣保護地区のある甲子園浜



西宮市貝類館

西宮浜



【 LEAFの主な事業】

企業・事業者と連携した環境学習・活動への支援

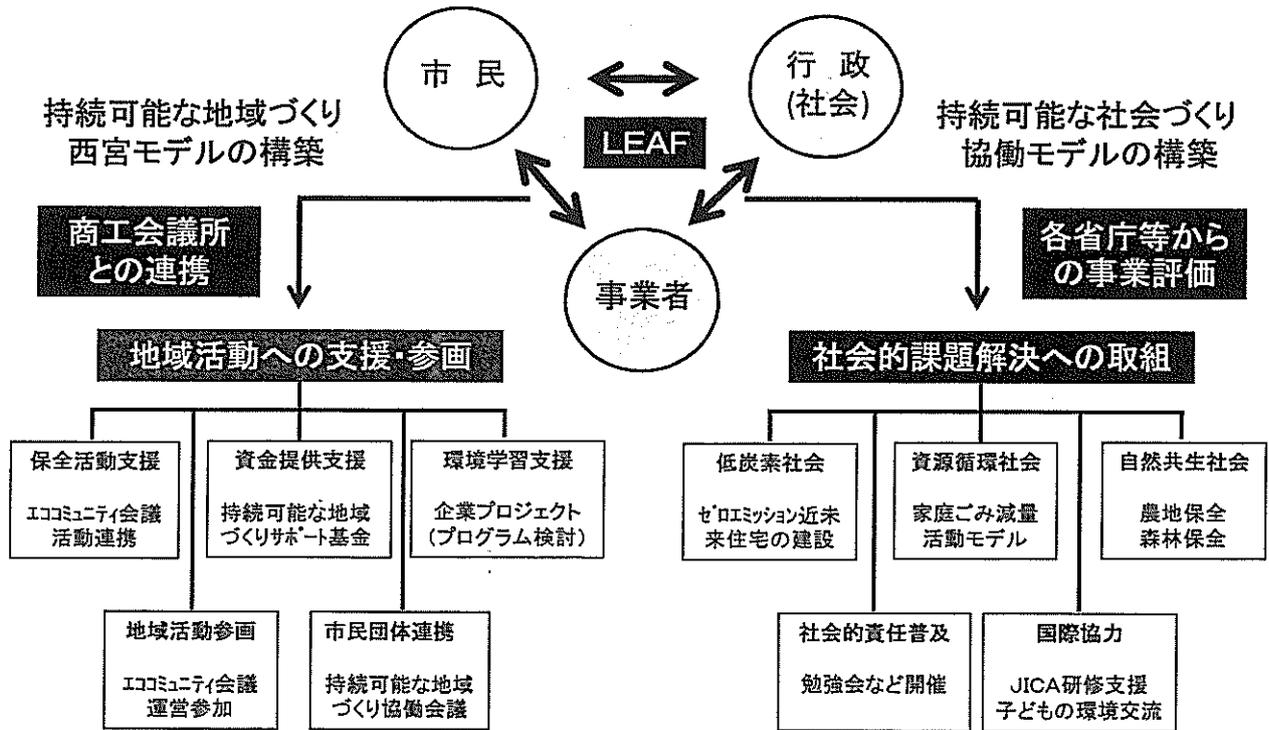
企業会員との協働による
環境学習プログラムの実施



企業会員との協働による
環境保全活動支援



LEAF事業者会員協働プロジェクトの今後の活動イメージ



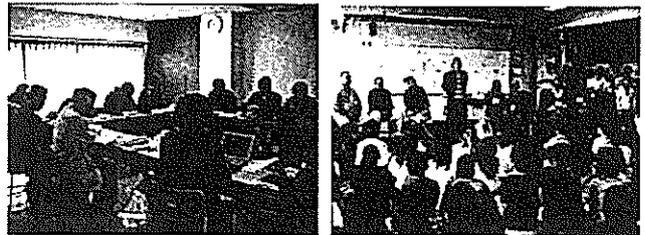
【LEAFの主な事業】

世界の子どもたちの環境活動交流と国際協力

西宮市環境パネル展に海外から作品出展
 平成21年度の海外作品
 出展国・作品数:16ヶ国・367点
 出展国名:中国・ベトナム・モンゴル・パンキスタン・米国・チリなど

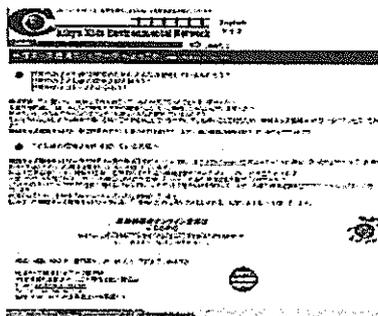


JICAなどから各種研修事業を受託



平成17～19年度 留学生セミナー
 平成19～20年度 青年研修(マレーシア)
 平成19～23年度 カウンターパート・技術研修(チリ)
 平成20～22年度 環境技術研修(大洋州)
 平成20～22年度 短期専門家指導(チリ・モンゴル)
 平成22年度～ 神戸女学院大学大学院インター生
 (中国、インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシア)

ホームページ
 「地球キッズネット
 ワーク」の運営
 64ヶ国の活動紹介
 日英両言語で紹介



米国バーモント州
 バーリントン市との
 活動交流



西宮市・環境学習都市宣言

2003年12月制定

- 全国初の「環境」と「学習」を組合せた都市宣言
- 市民、事業者、行政など様々な主体の参画と協働で環境学習をテーマに持続可能なまちづくりを目指す

環境学習都市宣言の5つの行動憲章

学びあい

参画・協働

共生

循環

ネットワーク

環境学習を通じた 次世代を育むまちづくり

1963 1983 2003. 12

文教住宅都市宣言

平和非核都市宣言

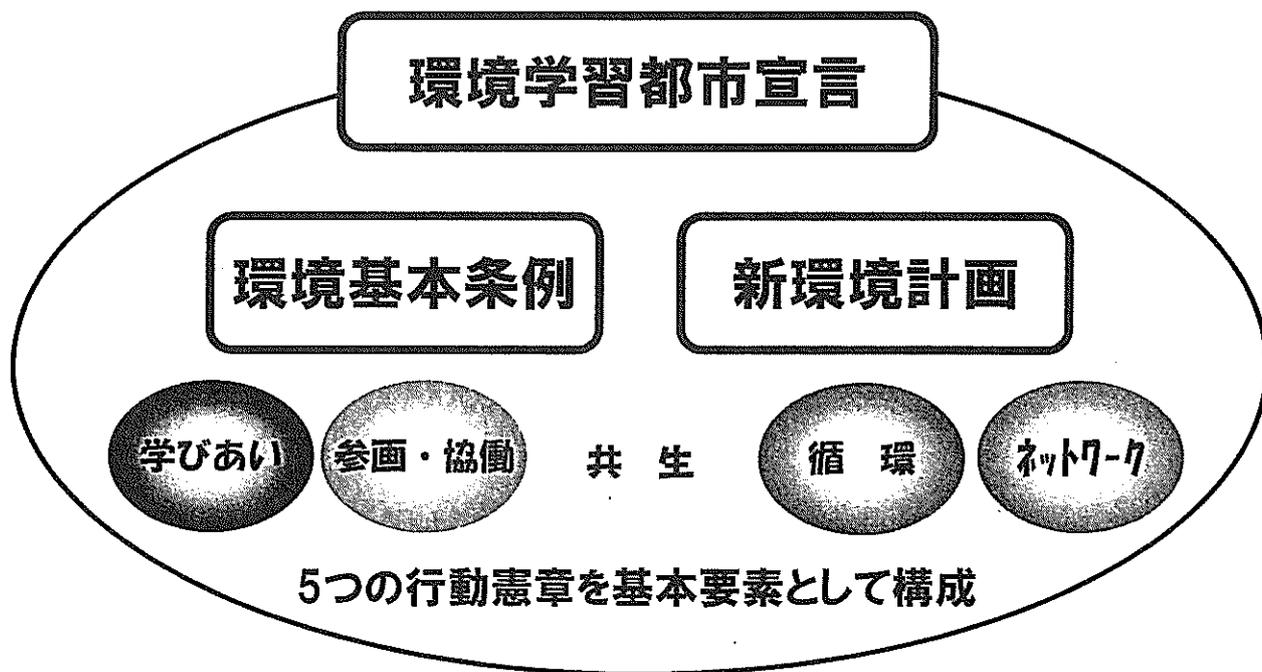
環境学習都市宣言

持続可能な社会
システムの構築

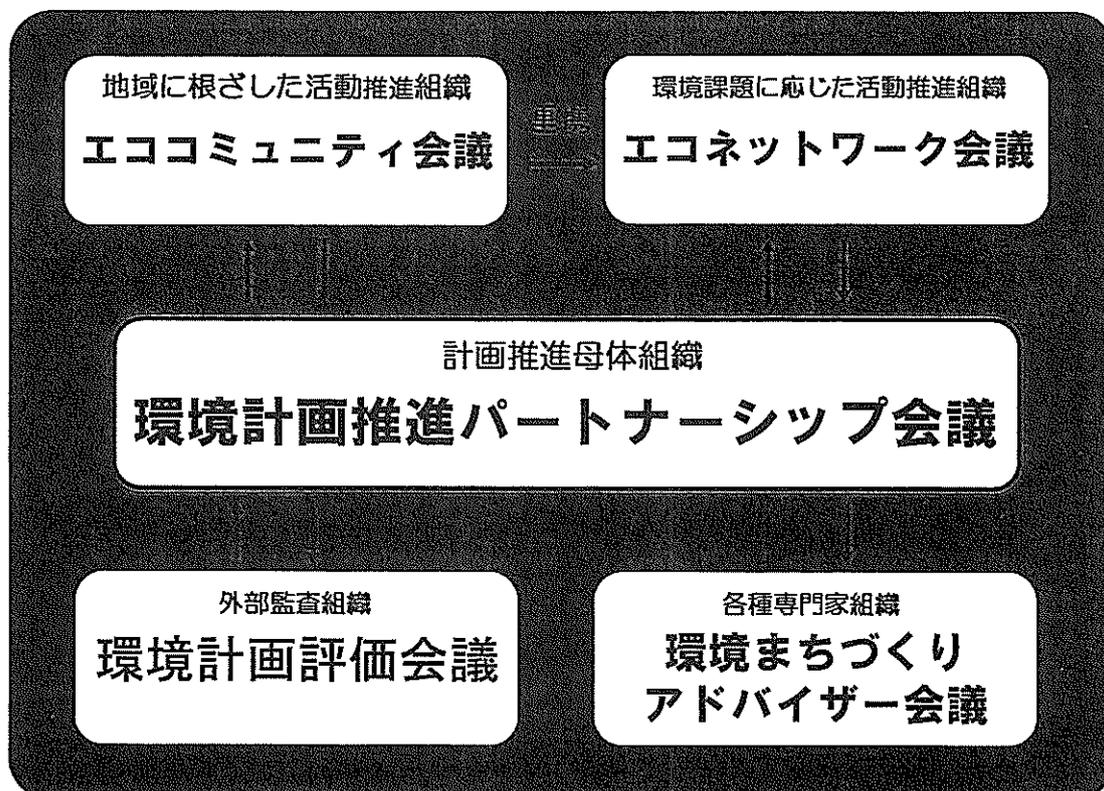
環境の保全のための
意欲の増進及び
環境教育の推進に関する法律
(2003年10月施行)

持続可能な都市

環境学習を通じた 持続可能なまちづくりの推進に向けて



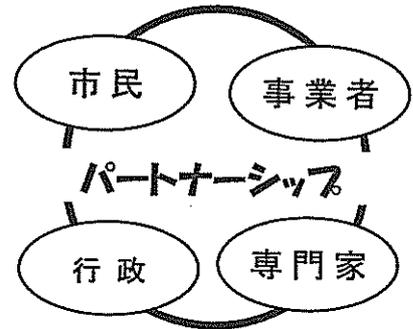
環境計画の推進体制



環境計画推進パートナーシップ会議

今後の環境まちづくりの推進母体組織

市民関係者	西宮市環境衛生協議会
	西宮コミュニティ協会
	西宮市社会福祉協議会
	西宮市青少年愛護協議会
	西宮市PTA協議会
	環境学習都市推進市民会議委員
企業関係者	西宮商工会議所
	兵庫六甲農業協同組合
	生活協同組合コープこうべ
	労働者福祉協議会
専門家	関西学院大学
	神戸女学院大学
	武庫川女子大学
	西宮自然保護協会
	NPO法人子ども環境活動支援協会
行政	西宮市都市局
	西宮市健康福祉局
	西宮市環境局
	西宮市教育委員会



【設置根拠】

西宮市環境基本条例

第8条

市長は、環境計画を市、事業者及び市民の参画と協働により推進し、並びに推進状況の把握及び継続的改善のための手段を検討するため、市、事業者及び市民によって構成されるパートナーシップ組織の設置に努めるものとする。

エココミュニティ会議設置状況

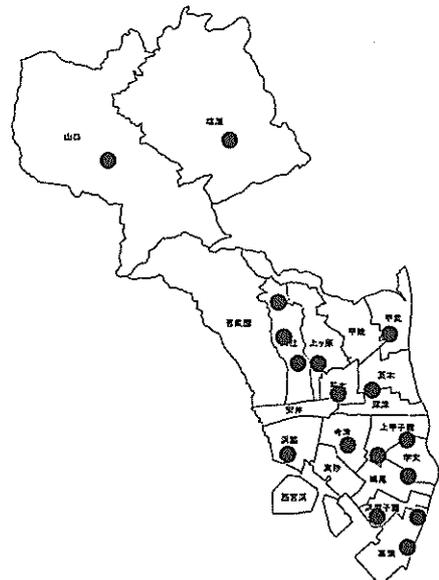
小学校区や中学校区を活動エリアに
現在17地区(●)で活動が始まっています

【構成メンバー】

- ・地域団体
 - 環境衛生協議会
 - 社会福祉協議会
 - 自治会
 - 青少年愛護協議会
 - コミュニティ協会
 - 学校園PTAなど
- ・一般住民
- ・地域内事業所
- ・市職員

地域に根ざした
エコ活動を行
う地域単位の
組織です。

地域づくりを
担う多様な
主体でメンバー
を構成します。



西宮市における地域に根ざした 各世代に応じた環境学習システム

地球となかよしカード

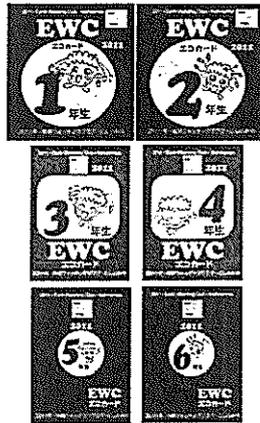
幼児対象



2008年度より本格実施

地球ウォッチングクラブ EWCエコカード

小学生対象



1998年度より実施

持続可能な地域づくり 市民活動カード

中学生以上対象

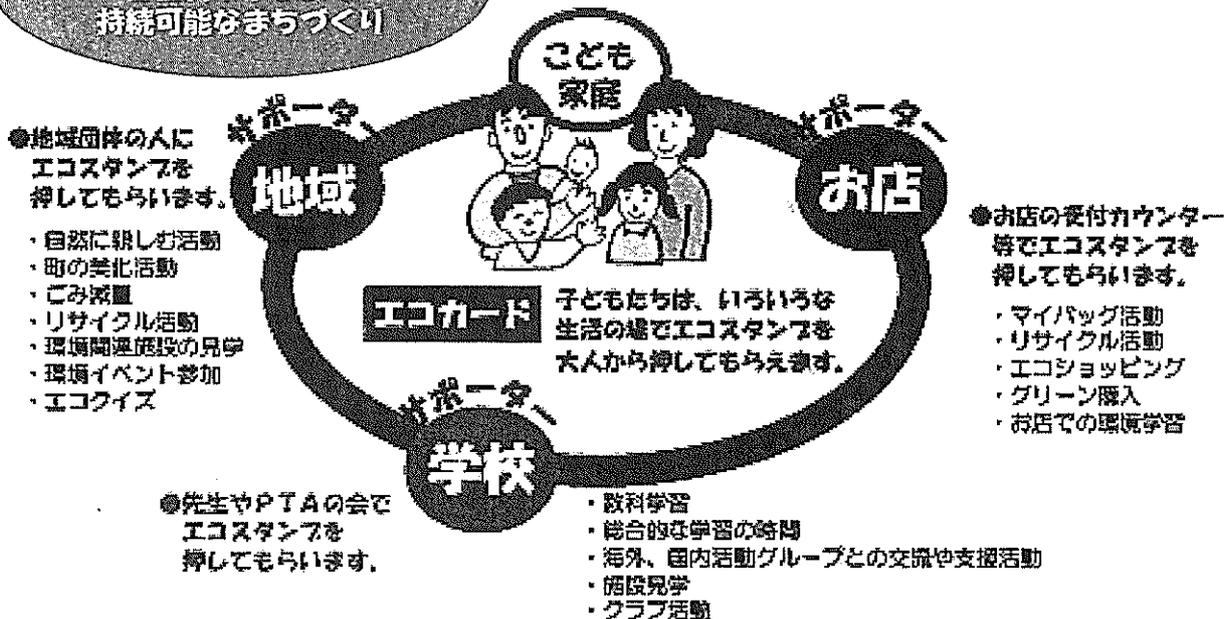


2005年度より実施

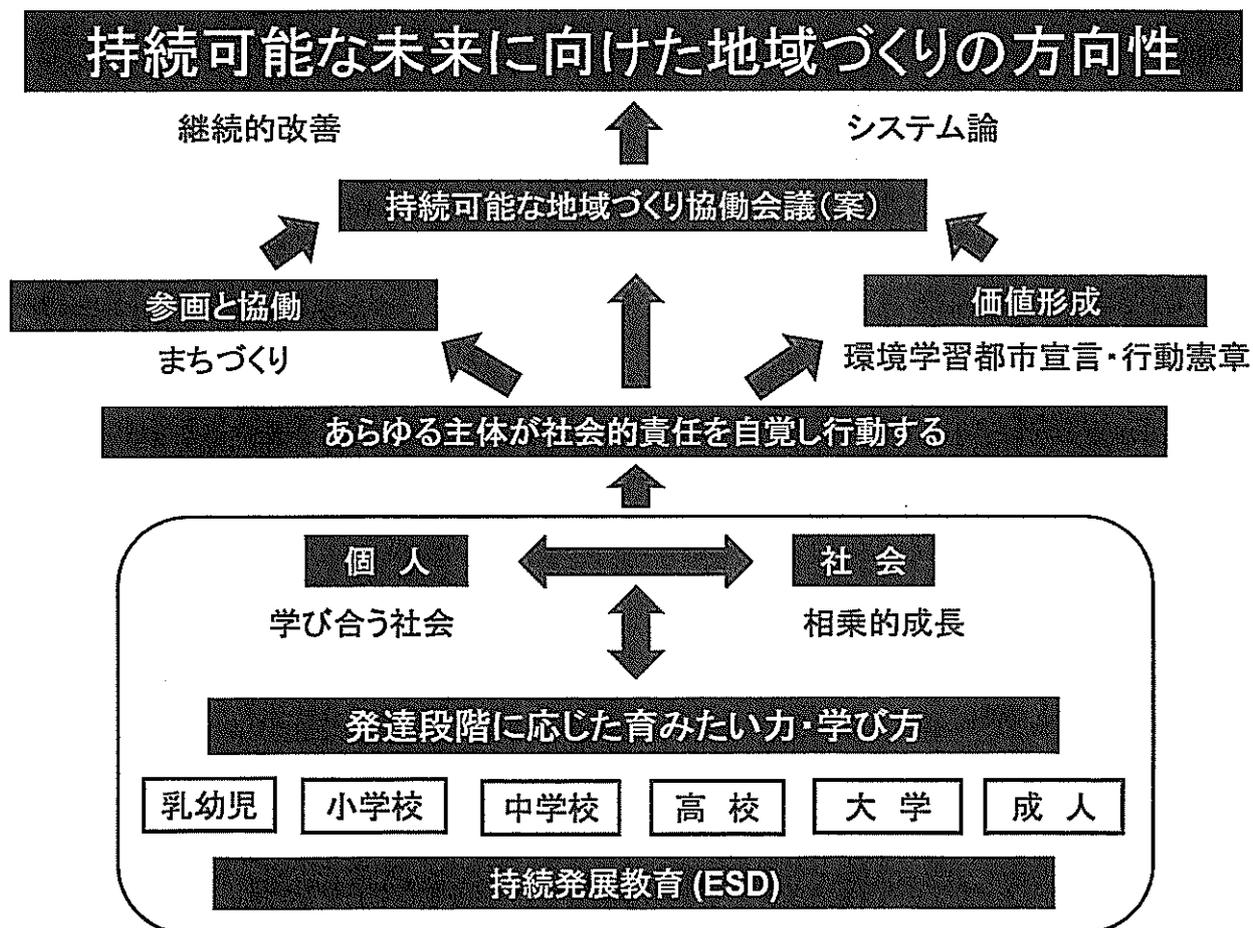
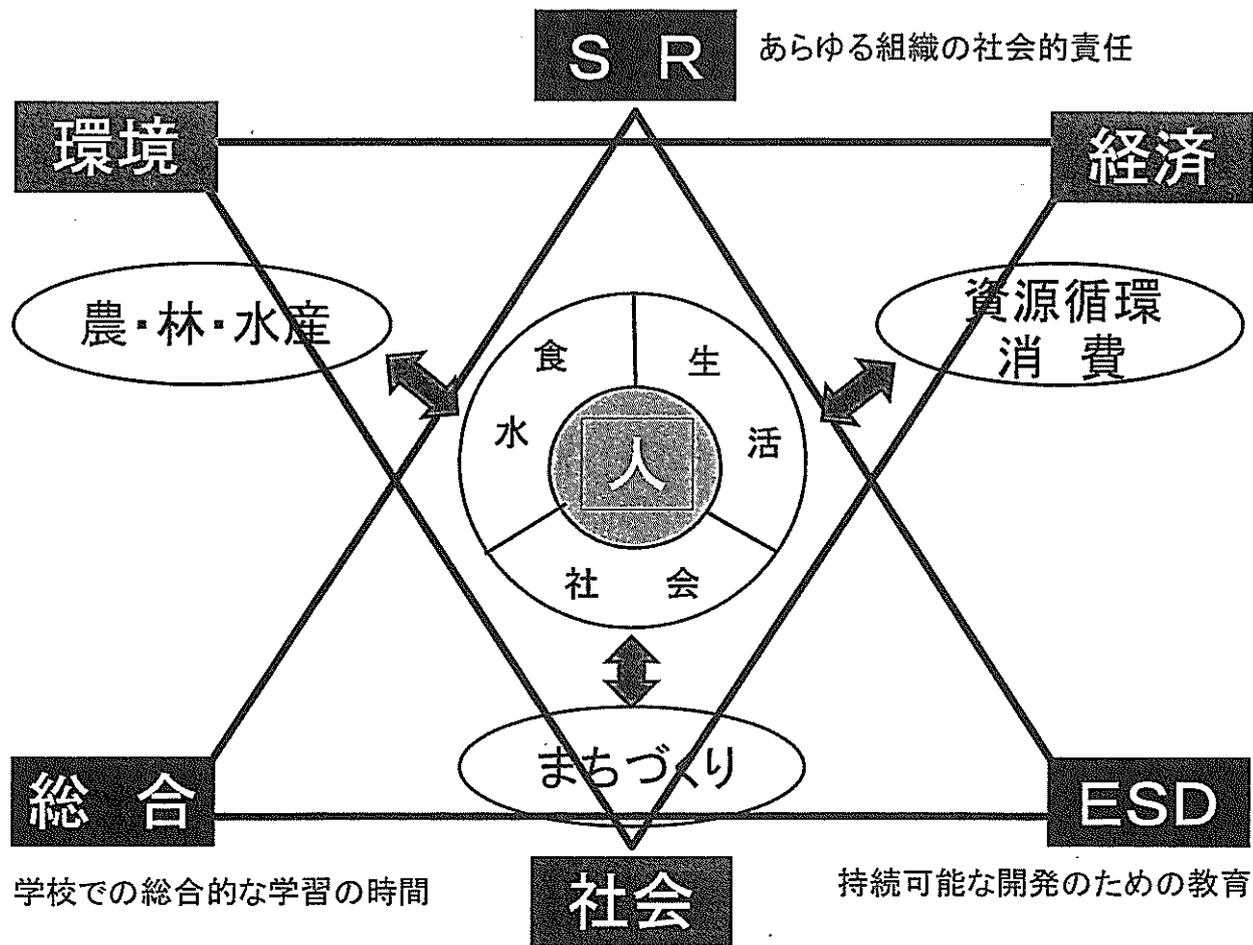
EWCエコカードシステムのしくみ

家庭・地域・学校を結ぶエコカード

子どもから大人まで
各世代が学びあう
持続可能なまちづくり

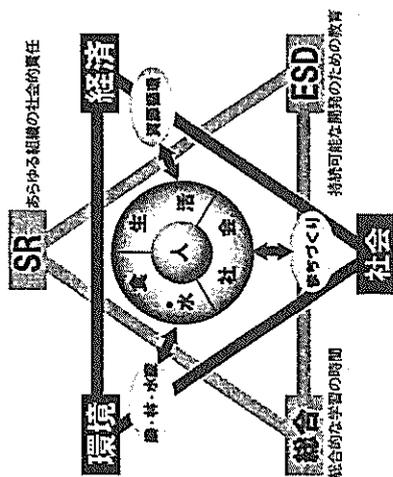


子どもたちの「気づき」を「つなぐ」大人の声かけ

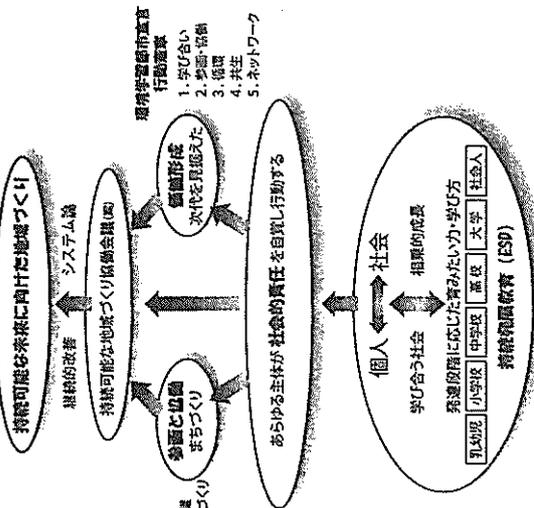


持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進への LEAF からの提案（西宮市の事例から）

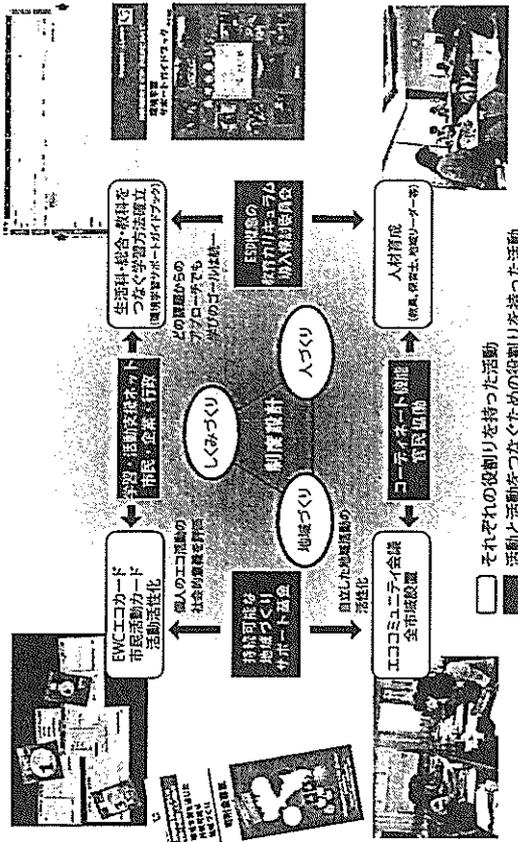
< 基本的考え方の整理 >



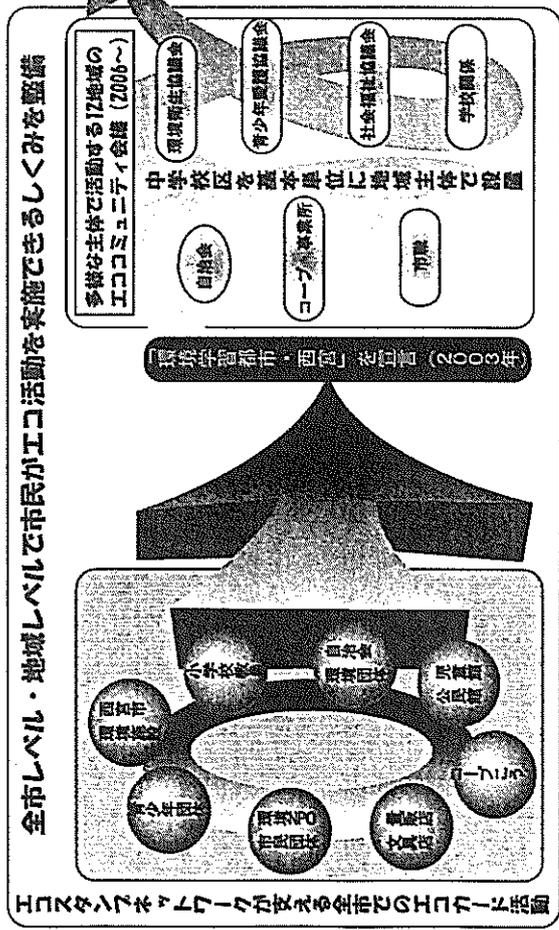
< 西宮市 今後の活動の方向性 >



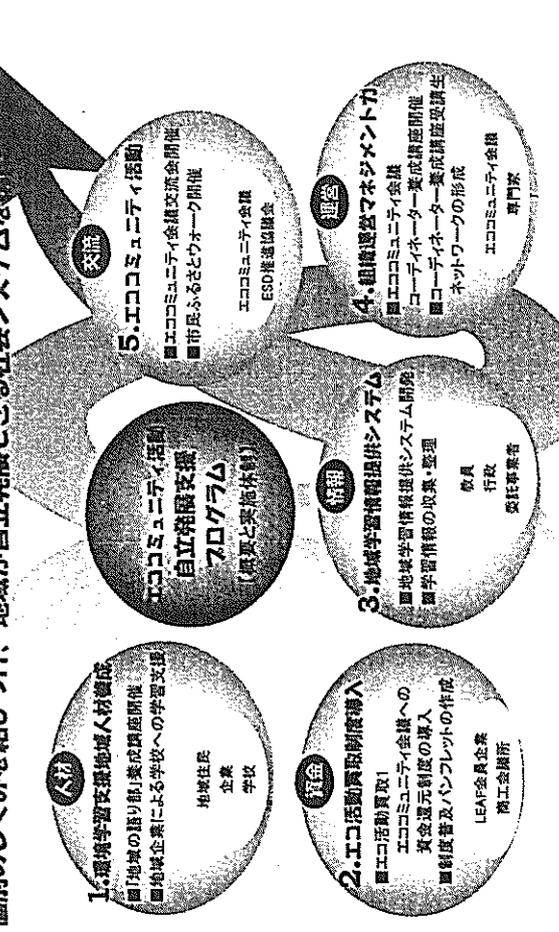
< 社会システムとして機能させるために「活動」の「役割」を明確にする >



< 西宮市におけるこれまでの活動の経緯と現在の取り組み >



個別のしくみをつきつけ、地域が自立発展できる社会システムを



環境アセスメント学会

「第四次環境基本計画策定に向けた考え方」に係る意見について

環境アセスメント学会副会長
企画委員会委員長
柳 憲一郎

1. 趣 旨

本年8月9日に公表された「第四次環境基本計画策定に向けた考え方（計画策定に向けた中間とりまとめ）」（以下「中間取りまとめ」）において、重点分野として示された「経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進」および「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」の課題について、環境アセスメント学会としての意見を以下に述べることにしたい。

2. 対象とする課題

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」

この項目は、中間取りまとめ 21 ページの「三 第四次環境基本計画の構成 > 1 重点分野の設定 > (2) 事象横断的な重点分野に係る取組 > ③持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」にあり、その中の3番目の項目に「環境保全のための基盤整備の推進」があり、以下のように示されている。

・環境保全のための基盤整備の推進
(上位の計画や政策の検討段階を対象とした戦略的環境アセスメントに関する検討・環境影響評価制度の充実、環境に関する統計情報の整備 等)

3. 意見について

以下の3点について、意見を述べることにする。

1. 第四次環境基本計画では、持続可能な社会の構築を第一に重視すべき方向としていることから、早い段階より社会面や経済面への影響評価を含めて実施する持続可能性アセスメントを視野に入れる必要があること。

一般的に、持続可能な発展の定義は難しく、それぞれの国や国民の価値システムや観点の違いのみならず、考慮された多様な持続可能性の次元の違いや時間の早さの違いが関係しているといえる。

これに対して、第四次環境基本計画の中間とりまとめでは(12 ページ)、持続可能な社会の姿として、「環境・経済・社会を一体的にとらえつつ、人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、『安全』が確保されることを前提として、その基盤の上に『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野が統合的に達成されることにより、国民が安心して生活することができる社会」として位置づけている。

そのため、今後実施される戦略的環境アセスメント(SEA)では、社会への影響や経済的効果などを予測・評価すると同時に、環境への影響評価も合わせて検討する制度的枠組みであるところの「持続可能性アセスメント」を実施する必要があることを環境基本計画が示していると考えることができる。

参考【持続可能性アセスメントの欧州の試み】

持続可能性アセスメントは、欧州委員会が2002年から採用している「よりよい規制(better regulation)」を目指す政策のもとで、2003年に導入したものである。社会・経済と環境を統合するアプローチとして、これからの環境アセスメントとして期待される。

導入の意図には、①経済、社会、環境の三つの視点から政策提言の効果を検証すること、②環境規制を単一化し改善すること、という二つの政策的配慮がある。EUは、可能な限り早期の段階で、経済的、社会的配慮と同時に環境配慮がなされることによって、適切な措置が講じられることを確保する戦略的環境アセスメントを計画やプログラムに対して導入しているが、この持続可能性アセスメントは、いわば、政策段階のアセスメントであるといえる。

2. 今回のアセス法の改正により日本版SEA(方法書前環境配慮手続き:計画段階環境配慮書)が実施可能とされているが、環境基本法第20条において土地の改変や工作物の設置を目的とする事業を対象としていることから、早い段階からの影響評価は可能となっているものの、いわゆる、政策や上位計画作成段階での持続可能性アセスメントを実施することには限界がある。そのため、第19条の活用や第20条の見直しなど、環境基本法の改正も視野に入れて環境基本計画を作成する必要があること。
また、アセス法の枠を超えて、アセス的環境配慮手続きや手順などが環境に影響を及ぼす可能性のある国や自治体の施策決定に際して積極的に行なわれるべきことを基本計画に入れるべきであること。

環境基本法第20条(環境影響評価の推進)では、「国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。」としており、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業に限定している。

一方、本年4月に改正された環境影響評価法においては、第3条の2で、計画段階配慮書の手続き(日本版戦略的アセスメント、日本版SEA)が新設され、規模の大きな道路・発電所等の建設事業や面整備事業などを対象とした第一種事業に対してのみであるが義務化された。しかし、環境影響評価法において、環境基本法20条の範囲を超えることはできず、対象が建設事業や面整備事業に限定されることになっている。

これに対して、第四次環境基本計画の中間とりまとめでは(12ページ)、「持続可能な社会を構築するためには、問題の性質に応じて、短期のみならず長期的な視野をも踏まえて、それぞれの局面にあわせた政策を立案、実施していくことが必要である。」としており、政策立案段階に対する環境基本計画の方向性を示している。

以上のことから、今後は、第19条及び第20条を一体的に検討することで、政策や計画の立案段階におけるSEAを導入することを検討すべきである。その場合、環境基本法の第19条、第20条及び第14条など、一部条文を改正することも念頭に置くことで、環境基本計画の内容が具体化できることを認識するべきである。

また、環境影響を及ぼす可能性のある国や自治体の施策の決定に際して、アセス法の枠や対象範囲を超えて、事前の環境配慮の一環としてアセス法的な環境配慮手続きや手順を積極的に推進するように基本計画が後押しすることが重要である。

参考【環境基本法】

(環境影響評価の推進)

第20条 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(国の施策の策定等に当たっての配慮)

第19条 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

3. 環境基本法第14条の規定では、施策の策定及び実施が、人の健康、生活環境、自然環境および人と自然との豊かな触れ合いのみについて行われることになっていることから、社会・経済面への影響を評価することには限界がある。そのため、環境基本法の改正の方向性も視座に入れて環境基本計画を策定する必要があること。

環境基本法第14条においては、人の健康、生活環境、自然環境および人と自然との豊かな触れ合いのような事項の確保を旨とするとされており、社会的、経済的事項は含まれていない。

また、環境影響評価法では、計画段階配慮書は、主務省令で定めた事項について検討を行うことになり、主務省令は、環境省が検討する「基本的事項」に基づき定めることになる。基本的事項については、現在検討されているが、「環境面の影響のみの評価を行うこととすることが適当」とされている(平成23年6

月 24 日；基本的事項等に関する技術検討委員会配布資料）ことから、経済的、社会的な事項については計画段階配慮書からは除外される可能性が高い。

一方、第四次環境基本計画の中間とりまとめでは（12 ページ）、上述したように、持続可能な社会の姿について、環境・経済・社会を一体的にとらえつつ実現することになっている。

以上のことから、SEA の段階における影響要素の範囲を社会・経済的側面まで拡大する方策として、環境基本法の第 14 条の改正や新たな根拠規定を設けるなど、環境基本法の見直しを射程に入れる必要がある。

参考【環境基本法】

第 14 条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

1 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

2 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

3 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

参考【環境影響評価法】

（計画段階配慮事項についての検討）

第 3 条の 2 第一種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定める事項を決定するに当たっては、同号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

以上

環境アセスメント学会 設立趣意書

人間の経済・社会活動はかつてないほど巨大化し、これに伴う環境への影響によって私達の生活や社会の基盤が損なわれる恐れのあることが広く認められるようになってきました。もとより、環境に何らの影響を与えずに経済・社会活動を営むことはできませんが、人間活動の基盤である環境が持続可能でなければ人間の存在そのものが成り立ちません。したがって、今日私達は、その活動に伴う物理的、自然的、社会的影響を事前に把握することによって、できる限り環境影響の少ない、より望ましい活動を選択していくよう努力する必要があります。

環境アセスメントはこのための仕組みとして、1969年のアメリカ国家環境政策法を皮切りに、各国で制度化が進められてきました。1992年のリオの地球サミットでは、持続可能な発展のための重要な手段として環境アセスメントが位置づけられました。我が国では、1997年（平成9年）に環境影響評価法が制定され、1999年（平成11年）に全面施行されました。また、各地方公共団体における制度化も進められ、全ての都道府県・政令指定都市において環境アセスメントに関する条例が制定されるに至っています。日本においては、環境アセスメントが社会制度として本格的に整備されたところであると言えます。

しかしながら、環境アセスメントが現在の社会において十分にその機能を発揮しているかという点、必ずしもそうとは言えません。社会の意思決定のツールとして、あるいは、環境影響を客観的に見積もるための手段として、環境アセスメントは、制度的にも、技術的にも、さらに継続的な改善が図られる必要があります。

このとき、社会の意思決定手段の改善という点では社会科学的な知見が必要であり、一方、環境影響を客観的に見積もる手段の改善という点では自然科学的な知見が求められることとなります。このように、環境アセスメントの発展のためには、社会科学と自然科学とを問わず学際的な交流を図り、その研究のレベルを向上させるための場が備えられることが重要です。

また、環境アセスメントは、きわめて現実的な課題に対応するためのものであり、研究者の学術・技術水準を高めるだけで機能するというものではありません。環境アセスメントの機能を高めるためには、行政、企業、市民、NGOといった環境アセスメントに関する幅広い関係者が参加し、現実的な課題に基づく議論を活発に行うことが重要であると考えます。このため、インターネットなどを活用し、情報発信、情報交流機能を重視する、新しい時代に即した学会を目指します。

さらに、日本の環境アセスメント発展のためには、制度や技術に関する国際的な動きを十分に認識することも必要です。戦略的環境アセスメント、生物多様性評価、累積的環境影響評価、社会影響評価、国際協力にかかるアセスメントなど、環境アセスメントの概念は大きく広がっています。これらを巡る課題については、国際的な場で活発に情報や意見の交換が行われており、国際影響評価学会をはじめとする環境アセスメント分野での国際的な組織との十分な連携が図られるよう、これらとの国際交流の拠点となる場を設ける必要があります。

環境影響評価法や条例の整備を受けて、日本における環境アセスメントの事例が蓄積され、関連する実務を行う者が急増している現在、多様な分野の関係者が、環境アセスメントという一つのテーマの下に交流を深め、互いに切磋琢磨することにより、環境アセスメント関係者全体の学術・技術の水準を向上させることも求められています。

以上のような時代の要請に応え、持続可能な社会の構築に寄与するため、環境アセスメント学会の設立を期するものであります。

2001年12月5日

環境アセスメント学会

呼びかけ人一同

環境アセスメント学会の 目的、事業 及び 活動組織

環境アセスメント学会の目的及び事業を下記の学会規約の抜粋に示す

第1章 総 則

(目的)

第3条 本会は、環境アセスメントに関わる国内外の多様な分野の研究者及び実務家等の相互交流を行い、環境アセスメントに係る学術・技術の発展と普及を図り、また、環境アセスメントに関する国民各層共通の認識を醸成することにより、環境アセスメントの適正な実施を推進し、もって持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 環境アセスメントに関する調査・研究とその振興
- 二 環境アセスメントに関する会誌、学術書、研究成果等の刊行
- 三 環境アセスメントに関する研究発表会、シンポジウム等の開催
- 四 環境アセスメントに関する国内外学会等との交流
- 五 環境アセスメントに関する調査・研究等の業務の受託
- 六 その他目的達成に必要な事項

環境アセスメント学会において、会員が事業活動を行う組織を以下に示す

● 総会

環境アセスメント学会の正会員が集まり、前年度の事業活動や決算の承認を行うと共に、総会開催年度の事業計画や予算を決定する会議。また、会員以外も参加できる公開セミナーを開催する。

2011年度 会長：鹿島 茂（中央大学）

副会長：原科幸彦（東京工業大学）

同：柳 憲一郎（明治大学）

● 研究発表大会

環境アセスメント学会の会員が、自らの調査や研究及び実務の成果を発表する会であり、年1回、東京圏又は東京圏以外の地域で開催する。また、会員以外も参加できるシンポジウムを開催する。

2011年度 開催地：東京工業大学すずかけ台キャンパス

● 委員会活動

1. 編集委員会

環境アセスメント学会は、環境アセスメント学会誌を年間2回発行しており、その編集を行い、学会誌を発行する委員会。

2011年度 委員長：村山武彦（早稲田大学）

2. 学術委員会

環境アセスメント学会誌への投稿論文などの査読を行い、論文の質を高める委員会。

2011年度 委員長：塩田正純（芝浦工業大学）

3. 企画委員会

総会と共に開催される公開セミナーと、研究発表大会と共に開催されるシンポジウムの企画を行うと共に、生態系研究や制度研究等の部会の開催や、その時々話題になっている事項を会員が集まって研究するサロン会を開催し、更に環境アセスメントに関わる事項を振興・啓発する小冊子を検討し、発行する委員会。

2011年度 委員長：柳 憲一郎（明治大学）

4. 国際交流委員会

環境アセスメントに関する国外の学会等との交流を行うため、IAIA（国際影響評価学会）との交流を行うと共に、2010年度には日韓の環境アセスメントワークショップを開催し、2011年度には日韓中ワークショップを実施する委員会。

2011年度 委員長：田中 章（東京都市大学）

5. 情報委員会

学会のホームページの運営により環境アセスメントに関連する情報を発信すると共に、メールによる会員への情報の発信や会員相互の情報交換を運営する委員会。

2011年度 委員長：浦郷昭子（株アイシーネット）

6. 奨励賞選考委員会

環境アセスメント分野における調査、研究を活発なものとするため、将来の活躍を期待できる若手の研究者、実務者を顕彰・奨励する賞としての奨励賞を設けており、その受賞候補者を選定する委員会。

2011年度 委員長：市川陽一（龍谷大学）

● 委員会以外の活動

1. キャラバン講習会

論文にない情報、次世代のシーズやニーズ、現場で実感する課題、国際会議の報告などの身近な話題について、自由・活発な意見交換の場として開催される会であり、2011年度は九州地区にて開催する。

2. 若手研究会

環境アセスメントの実務や研究を行う若手を中心として、環境アセスメントに係る研究会、勉強会、セミナー、サロン会、意見交換会などを行い、学生を含む若手の人的交流を活発化する研究会であり、研究発表大会におけるポスターセッションも実施する。

2011年度 研究会長：林 希一郎（名古屋大学）

環境アセスメント学会への入会方法

環境アセスメント学会のホームページ (<http://www.jsia.net>) の「入会のご案内」の中の「入会手続について」にある「入会申込書」をプリントして記入し、郵送またはファックスで、下記の事務局に送付されたい。

入会申込書送付先

〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27

中央大学理工学部都市環境学科内

環境アセスメント学会 公開セミナー・シンポジウム等の開催実績

年度	開催日	開催場所	開催内容	テーマ
2002	4 / 20	中央大学	設立総会記念講演	環境アセスメントー産業公害総合事前調査から市民参加への37年ー
	9 / 28	明海大学	大会シンポジウム	環境アセスメント学会に期待する
	2 / 22	明海大学	公開セミナー	住民参加による政策形成は可能かー三番瀬円卓会議を例にしてー
2003	10 / 3	東京工業大学	大会シンポジウム	方法書のあり方を問う
	2 / 7	武蔵工業大学	公開セミナー	水域生態系機能の定量的評価について(生態系の評価法、水域編)
2004	5 / 15	中央大学	総会シンポジウム	生態系保全のための外来種対策
	10 / 16	沖縄大学	大会シンポジウム I	沖縄の開発と環境アセスメント
	10 / 17		大会シンポジウム II	撤去と再生のための環境アセスメント
2005	5 / 14	中央大学	総会時公開セミナー	どう変わる? 環境アセスメント技術の最前線
	9 / 2	愛知学院大学	大会シンポジウム I	新アセス法は生かされるかー東海地方の事例をもとに検証するー
	9 / 3		大会シンポジウム II	愛知万博の環境アセスメント
2006	5 / 13	中央大学	総会時公開セミナー	地方の環境アセスメントから学ぶ
	9 / 2	武蔵工業大学	大会シンポジウム	『景観法』の時代における環境アセスメント
2007	5 / 12	中央大学	総会時公開セミナー	地域環境情報とコミュニケーション
	9 / 8	明治大学	大会シンポジウム	環境影響評価法運用の10年
2008	5 / 17	中央大学	総会時公開セミナー	廃棄物処理における環境アセスメントの果たす役割と課題
	9 / 13	大阪市立大学	大会シンポジウム	環境影響評価法の見直しに向けてー不確実性の取扱いを中心にー
2009	5 / 9	中央大学	総会時公開セミナー	環境アセス審査会のあり方について
	9 / 12	明治大学	大会シンポジウム	アセス法改正 総合研究会報告書について
2010	5 / 15	中央大学	総会時公開セミナー	事後調査の現状と課題ー今後のあり方についてー

	9 / 18	名古屋大学	大会シンポジウム	生物多様性保全における環境アセスメントの役割
2011	5 / 7	中央大学	総会時公開セミナー	スモールアセスについて
	9 / 30	東京工業大学	大会シンポジウム	エネルギー政策選択に向けた戦略的環境アセスメント（開催予定）
	10 / 1		学会10周年記念シンポジウム	アセス法のこれまでと、これから（開催予定）

北九州市

1 北九州市の環境政策の取組

- ・公害対策、廃棄物対策、自然環境の保全の基盤に立って、持続的な低炭素社会づくりが成立するとの考えの下に、現基本計画に掲げる「低炭素社会」「資源循環型社会」「自然環境の保全」に係る施策を総合的に推進。
- ・とりわけ、低炭素社会づくりにおいては、環境モデル都市行動計画に沿って、都市構造、産業構造、ライフスタイルなど、全社会的な変革を目指して、ゼロ・カーボン先進街区整備、スマートグリッド、ESD 活動など157の施策を全市民的に推進。
- ・また、資源循環ではレアメタル回収など、現代社会情勢に即したエコタウンの高度化、自然環境保全では「まちの森」構想の下に、市民百万本植樹、日本最大規模のビオトープ整備などを推進。
- ・さらに、アジア低炭素化センターを設置し、環境技術・システムのアジアを中心とした諸都市への移転を展開。
- ・市の基本構想は、「環境」「アジア」のキーワードの下に、環境政策をまちづくりの中心に据え、緑の成長を図っていく考え。

2 北九州市の取組を踏まえての意見、感想

1で述べたような北九州市の取組を踏まえての「第四次環境基本計画策定に向けた考え方」に対する意見や感想の主なポイントは次のとおり。

(1) 第四次環境基本計画策定に向けての現状と課題

基本的に北九州市の環境政策に取り組む上での認識と一致している。その中で特に重要と考えるキーワード（記述部分）を掲げると以下のとおり。

- ①「我が国に対する越境汚染の深刻化が懸念」（2P）
- ②「海外への依存率が高まれば国内リサイクルが空洞化」（4P）
- ③「「環境」という要素が国際競争に影響を与える度合い」（7P）
- ④「GDPに代わる「豊かさ」を意識しようとする動き」（8P）
- ⑤「環境容量の制約が今後の経済活動のあり方に大きな影響」（8P）
- ⑥「世界的な環境産業の発展に伴い、国際競争が激化」（9P）
- ⑦「住宅や大規模集客施設等の都市機能が郊外に拡散」（9P）
- ⑧「エネルギー需給のあり方について見直していくことが不可欠」（9P）

- ⑨「環境技術の移転を積極的に進めるべきこと」(10P)
- ⑩「ストックとして有する価値を持続可能な形で有効に活用」(11P)
- ⑪「情報公開、リスクコミュニケーション(情報公開)など」(11P)
- ⑫「社会全体のエネルギー需給構造を見直していくこと」(11P)

(2) 環境政策の展開の方向

上述(1)のキーワードを踏まえての環境政策の展開の方向に対する意見等は以下のとおり

- ①「持続可能な社会を考える上で社会の発展幸福の追求は重要な要素」(13P)
高齢化社会、人口縮減等の課題解決に環境政策からのアプローチは重要。
- ②「環境政策を進めていく上で重視すべき4つの方向」(13P)
環境政策の拡がり、社会経済に対する現在の存在感を踏まえれば、また現在のポジションをバブルに終わらせないため、「政策領域の統合」は重要。
- ③「環境保全技術や環境に役立つ製品等を開発、普及」(14P)
開発、普及による貢献だけではなく、その成果に対して環境面からも一定の評価を与える仕組みが重要。
- ④「経済との関係を意識した環境政策」(14P)
社会全般に環境政策が必要となっている現状では、意識だけでなく、「融合」も目指すべき。
- ⑤「技術革新による経済発展を目指すグリーンイノベーション」(15P)
技術革新だけではなく、それを活用しての社会システム、ライフスタイル分野でのグリーンイノベーションが重要。
- ⑥「社会科学分野についても研究を充実させ、知見を蓄積」(15P)
一般社会に根付かせるために、技術と社会科学の、「社会技術」としての融合が重要である。
- ⑦「分野相互間の連携を視野に入れた取組の推進」(16P)
バックキャストで描かれた社会の実現にどのように連携が活かされるのかを明らかにしていく必要がある。
- ⑧「資源エネルギー問題と密接にかかわるもの」(16P)
環境政策と資源エネルギー政策はほぼ同一のステージで考えていくべきものとなっている。
- ⑨「国際的な取組に関するルールづくり」(16P)
温室効果ガス排出量に係る地域政策は、国際枠組み、国のルールがあつて理解が深まるものであり、地域温暖化対策からもルールづくりは重要。

- ⑩「国際環境協力で我が国の国際社会における存在感を高める」(16P)
環境協力と同時に、環境ビジネスを展開することも存在感のためには重要。
- ⑪「民間を含め、先進国と新興国が共同事業を通じて」(17P)
地方公共団体による新興国諸都市とのつながりも、都市インフラパッケージの技術移転が求められる現在重要。
- ⑫「住宅ストック等についても、環境負荷が小さいものとなるよう」(18P)
健全なる縮減の考えの下で、ストックの考え方も、コンパクトシティに沿ったものなど社会情勢に対応していくことが重要。
- ⑬「自然災害による被害をすべて防止することはできない」(18P)
エネルギーが市民生活、産業活動など都市にとっていかに重要であるかを今回の震災で認識させられたところであり、地域として一定のエネルギー政策に関わりを持つことが重要。
- ⑭「地域分散型エネルギーの構築等の環境負荷の少ないまちづくり」(18P)
地域エネルギー供給に加えて、地域でエネルギーを賢く使いこなすまちづくりが重要。
- ⑮「各主体が連携・協働して問題の解決に取り組むことが必要」(19P)
市民の環境の力を再認識することが重要。(例：今回の節電取組を通じて)
- ⑯「主体ごとに取り組むことが望まれる行動を明確化し」(20P)
行動を明確化すると同時に、関係者が目標、解決の道筋を共有することも必要。
- ⑰「民間環境保全活動の支援」(21P)
支援から一歩進めて、民間活動の自立促進策も必要。
- ⑱「地球温暖化に関する取組」(21P)
温暖化対策と同時に、地域としてのエネルギーの一定の自立性の確保も重要な要素となってくる。
- ⑲放射線物質については、今後反映することとなっているが、現在の地域における対応の難しさを十分に踏まえての検討をお願いしたい。

三重県

三重県環境基本計画(案)について

目標年度：2021(平成33)年度 (目標は定性的に記述)

◎ 今回の計画のポイント

- 1 時代潮流
 - ① 低炭素社会
 - ・東日本大震災を受けての課題の整理等を加味
 - ② 生物多様性
 - ・COP10を好機として自然共生社会につなげる
⇒ 2つの基本目標へ
- 2 みえ県民カビジョン(仮称)の考え方の導入
 - ・県民力、「協創」による公の考え方による環境保全の取組(第1章6 第3章)
- 3 大震災・原子力発電所の事故を受けての新たな課題の整理(災害廃棄物、放射線モニタリングなど)

第1章

1 計画策定の背景と主旨

3 取組結果と課題

これまでの環境基本計画(2004~2010)の体系
 ① 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築
 ② 人と自然が共にある環境の保全
 ③ やすらぎとらうのおいのある快適な環境の創造
 ④ 自主・協働による環境保全活動の促進

5 めざすべき姿と基本目標

基本目標Ⅰ
 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

6 目標達成に向けた三重県の施策展開のあり方

- (1) 三重県の政策展開「みえ県民カビジョン(仮称)~新しい豊かさモデルへの挑戦~」の考え方
- (2) 県政運営の基本姿勢
- (3) 県の環境保全施策の進め方

2 計画の基本的事項 (位置づけと性格、目標年度)

4 環境をとりまく時代潮流と三重県状況

- (1) 環境をとりまく2つの大きな潮流
 - ① 低炭素社会 ~温室効果ガスの削減とエネルギー問題への対応~
 - ② 生物多様性 ~生物遺伝資源の保全と次世代への継承~
- (2) 三重県のおける課題
 - ① 三重県における課題
 - ② 県民の意識と環境問題への取組の状況

基本目標Ⅱ
 自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり

第2章

1 基本目標Ⅰ

- (1) 低炭素社会の構築 (地球温暖化の防止)
- (2) 循環型社会の構築 (廃棄物対策の推進)
- (3) 大気環境の保全
- (4) 水環境の保全

温室効果ガスの排出削減、森林吸収源の整備、新エネルギーの導入
 ごみゼロ社会の実現、3Rの推進、適正処理の確保、監視強化と不適正処理に対する是正の推進
 大気汚染の防止、自動車環境対策の推進、騒音・悪臭・振動の防止
 水質汚濁の防止、伊勢湾等の再生、生活排水対策の推進、土壌・地下水汚染対策の推進

2 基本目標Ⅱ

- (1) 生物多様性の保全 および 持続可能な利用の確保
 - (2) 自然とのふれあいの確保
 - (3) 森林等の公益的機能の維持確保
 - (4) 良好な景観の形成
 - (5) 歴史的・文化的環境の保全
- 生物多様性保全活動の促進、里地里山等の保全、希少な野生動物植物の保護、水辺環境の保全
 自然公園等の整備・活用、森林・水辺等の整備・活用、緑の創出
 森林環境の保全(三重の森林づくり)、農地環境の保全、沿岸海域環境の保全、水循環・浄化機能の確保
 県土の景観の形成、農山漁村景観の保全・創出
 文化財等の保存・活用、歴史的・文化的景観の保全・活用

第3章

計画の実現に向けた一体的な取組

取組の視点

- 県民一人ひとりが、環境保全の大切さを理解して行動に結び付けるとともに、行動を支える体制が整うこと
- 「環境」を重要な経営理念の一つとして制度的なしくみにより担保していくこと
- 「環境」がビジネスチャンスとなりうるような風土の醸成

分野別取組方針

- (1) ひとを育てる (環境学習・環境教育の推進)
- (2) 担い手となる主体を広げる (環境活動の促進)
- (3) 環境経営を進める
- (4) しゅみをよりの確に運用する
- (5) 技術・情報基盤をより充実する
- (6) 環境で貢献する

第4章

環境配慮の指針 ~各主体の役割~

- 1 県
- 2 市町
- 3 事業者
- 4 県民

第5章

計画の推進

- 1 計画の推進体制
 - (1) 県の部局間の連携
 - (2) 県民、事業者、市町との連携
- 2 計画の進行管理
 - (1) 推進計画(4年)による進行管理
 - (2) 環境白書による公表
- 3 財政上の措置

不適正処理事案の是正と未然防止対策推進の取組について

「負の遺産」の早期解消

行政代執行による対応

環境修復事業

過去の不適正処理事案のうち、恒久的な環境修復が必要な4事案

【四日市市大矢和・平津事案】
廃棄物の飛散・流出防止対策、覆土
雨水排水対策
(面積)約95,000m²
(投棄量)約262万m³

【桑名市源十郎新田事案】
PCBやVOCを含む廃油による汚染除去

【桑名市五反田事案】
VOCや1,4-キシレンによる汚染の除去
(面積)奥側面積2,906m²
(投棄量)約3万m³

【四日市市内山事案の支障状況】
腐化・入業カス処理、覆土雨水排水対策
(面積)約20,000m²
(容量)約34万m³

原因者による措置命令が履行され
ない

国の産廃特措法による支援を得て行政代執行を実施せざるを得ない状況

今後の産廃特措法の改正・延長も視野に入れ、スピード感をもって対処

- ・各事案の実施計画の策定・改定と大臣承認(平成23～24年度)
- ・生活環境保全上の支障除去に早期着手

〔緊急対策の実施:平成24年度

恒久対策の実施:平成25年度～5年間又は7年間〕

- ・地元住民とのリスクコミュニケーションを通じた
- ・「調和的解決」への努力
- ・その他事案も含めた継続的なモニタリング

目標:4年間で、恒久対策の約50%を実施



桑名市五反田事案(行政代執行中)

「負の遺産」化の防止

排出事業者責任の徹底

産業廃棄物処理責任の徹底促進事業

- 産廃の発生から最終処分に至る適正な処理体制の確保
- 不適正な処理があった場合にも責任追及可能な体制づくり
- 産業廃棄物処理業者のレベルアップ

電子マネーフエエシステム



電子マネーフエエシステム



情報処理センター

- 【具体的な取組】
- ・電子マネーフエエの普及・促進
 - ・優良な処理認定業者の育成・活用

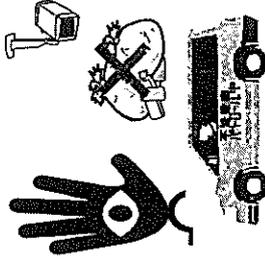
不法投棄等の未然防止・早期発見

不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業

- 幅広い監視活動
- 間隙のない監視活動

【具体的な取組】

- ・自治会等が行う不法投棄監視活動の支援や団体等への連携
- ・監視カメラ等の活用や早朝・休日・休日の監視体制の充実



不法投棄のない安全・安心な社会



生物多様性の保全について

三重県における生物多様性の危機

第1の危機 (人間活動や開発による危機)

○森林面積 3,806 ㎥ (S47)→3,719 ㎥ (H20)

第2の危機 (人間活動の縮小による危機)

○農地面積 920 ㎥ (S47)→619 ㎥ (H20)

○被害(水、土、イノシシ)被害額 687,334 千円(H21)

第3の危機 (人間により持ち込まれたものによる危機)

○アライグマ(ほ乳類)→生息環域等の攪乱、農林水産業等への影響など



三重県の地域性に応じた、多様な主体による
生物多様性に向けた取組を進めるため

みえ生物多様性地域戦略(案)の策定

三重県における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、現状や課題、生物多様性保全の目標と行動計画を示します。

☆基本理念 ～みんなので生物多様性の保全が進められている地域社会～

☆4つの基本方向

- 1 個体数や生息生育地の維持・回復
- 2 里地里山・人工林の継続的な管理や保全活動の促進
- 3 外来種等による生態系に攪乱の防止
- 4 生物多様性に関する理解の促進

☆各主体の役割と具体的な取組 ☆成果指標

県民やNPO団体、生産者や事業者など多様な主体が協働し、生物多様性保全の取組を進めます

①モニタリング

～ 生物多様性保全に向けた仕組みづくり ～

■ みえ生物多様性調査

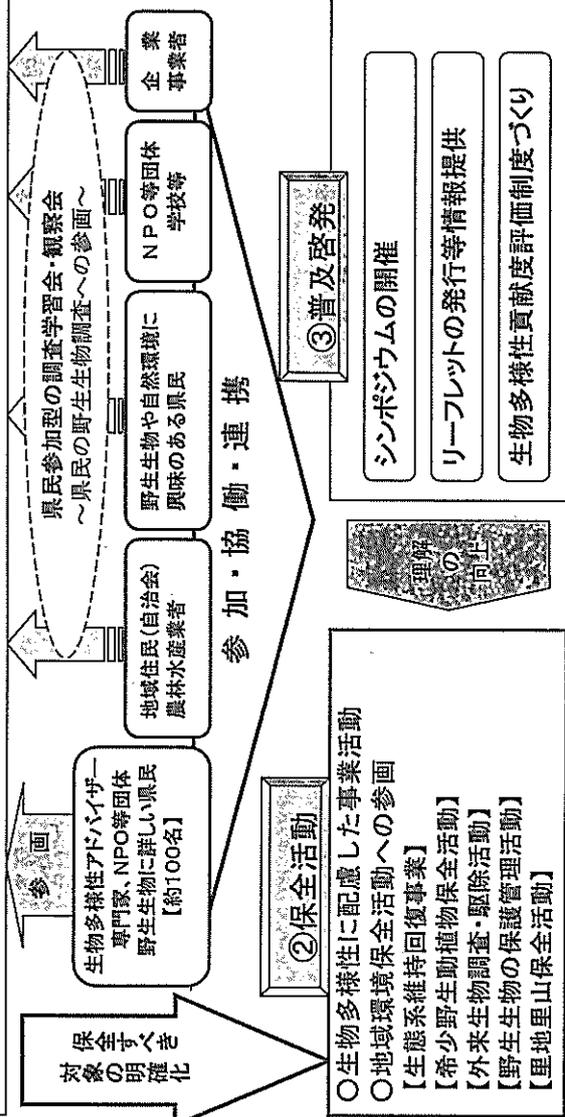
県内の絶滅危惧種や増えすぎた野生鳥獣の現状を把握するため、専門家と県民、NPO等の連携による調査等を実施し、生物多様性に関するこれからの保全活動に活用します。

絶滅危惧種調査

「三重県レッドデータブック2005」作成後6年が経過し、その間の県内絶滅危惧種の生息状況等に変化があることから、調査や観察会を実施し、その調査結果についてHP等で広く情報発信するとともに、希少動植物の保護に活用します。

生態系維持回復調査

県立自然公園及び自然環境保全地域において、区域内のシカやイノシシの被害などによる生態系への影響と現状を把握するための調査を実施し、その結果に基づき対策に活用します。



～ 野生鳥獣の被害対策 ～

鳥獣保護事業計画(平成24～28年度)

の更新に合わせて、増えすぎた

二ホンシカ、イノシシ、ニホンザルの

保護管理を進め、個体数を減少

させることで、農林産物被害の低減

及び希少な植生を食害から守ります。

被害額 (H21)

シカ 346百万円

イノシシ 151百万円

サル 140百万円

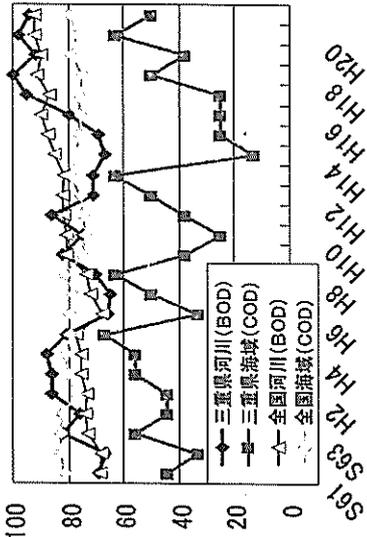
特定鳥獣保護管理計画(ニホンシカ)【更新】

特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)【更新】

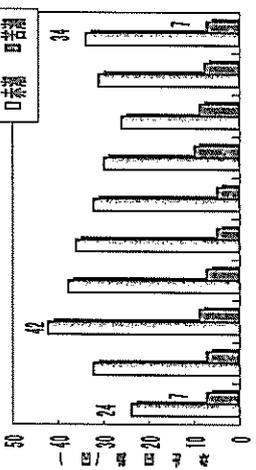
特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)【新規】

伊勢湾の水質改善と海岸漂着物対策について

伊勢湾の水質の現状



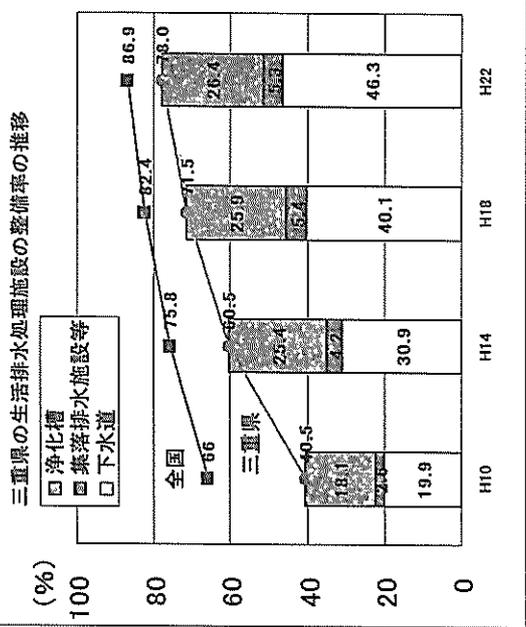
赤潮・苦潮発生状況
(水産資源に影響)



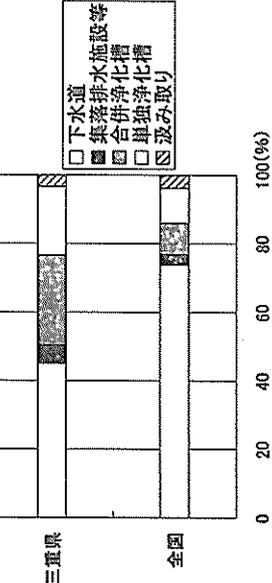
伊勢湾等の
閉鎖性海域の水質
改善が進んでいな
い

公共用水域の水質改善のためには、汚濁負荷の主な要因のひとつである生活排水の対策がさらに必要

生活排水対策の取組



生活排水処理施設整備率(平成21年度末)



- 課題と◇対応
- 生活排水処理施設の整備率:H22年度末78.0% (全国平均86.9%)
- 家屋が散在し、下水道の整備が効率的でなく整備が遅れている地域がある(南北格差)
- ◇県南部については合併浄化槽による整備を推進
- ◇市町村設置型浄化槽への移行を推進
- ◇浄化槽の適正な維持管理の徹底

海岸漂着物対策

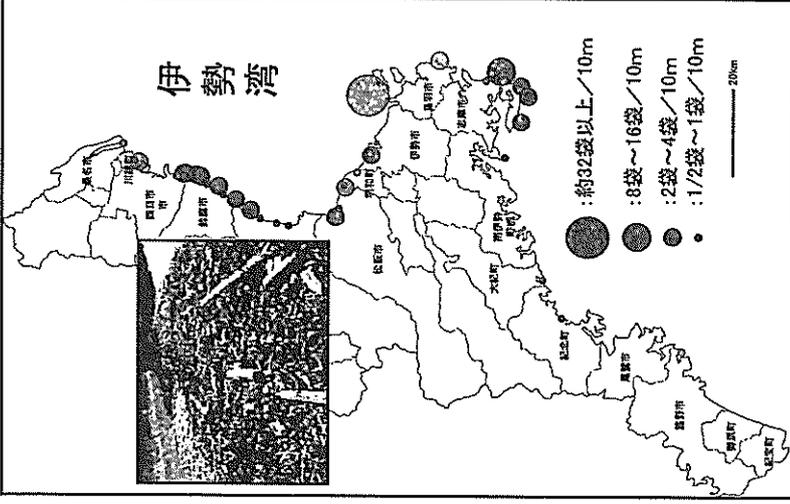
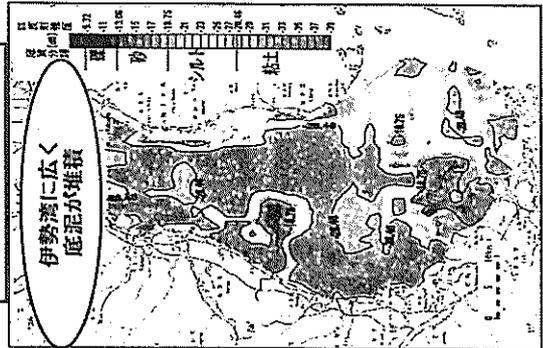


図: 海岸漂着物概況調査結果 (H22(三重県) 写真: 鳥羽市志志島 (奈佐の浜) の状況

○本県の伊勢湾沿岸では海岸管理者やボランティアでは処理しきれない大量の海岸漂着物が漂着し、良好な海岸の景観及び環境保全を阻害するだけでなく、生態系への影響も懸念されている。

伊勢湾を流域とする県・市町村との連携・調整には国の積極的な関与が必要

伊勢湾の底質状況



環境林整備の取組について

三重県型森林ゾーニング

○三重県では、全国に先駆けて、森林の有する多様な公益的機能を持統的かつ効果的に発揮させるため、三重県型森林ゾーニングガイドラインを定め、重視する機能に着目し「生産森林」と「環境林」に区分し、それぞれの区分に応じた重点的、効果的な森林管理を行う。市町では、三重県型森林ゾーニングガイドラインをもとに地域の合意形成を行ったうえで、市町村森林整備計画の中でゾーニングを設定する。

三重県の森林
 ■ 国有林 20千ha ■ 民有林 350千ha

環境林

○原則として生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林。
 ○森林所有者から管理委託を受け、森林を公財として捉え、針広混交林の造成など、多様な力強い森林づくりを行う県単森林環境創造事業などにより、公的に森林の整備・保全を進める。



環境林整備計画(国・県)が市町に助成

針葉樹と広葉樹の混交林

様々な樹種の広葉樹林

森林所有者が自主管理
 ○協定に基づき所有者が適宜に管理
 (国・県が50%程度に財政支援を実施する場合を含む)

森林の公益的機能の高度発揮

資源の循環利用

生産林 (150千ha)

○公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林
 ○林道・作業道の整備、造林などの事業を集中的、重点的に実施し、生産コスト低減に努めつつ、持続的森林経営を通じて、公益的機能の維持向上を図る。

利用型森林

環境林整備計画(国・県)が市町に助成

針葉樹と広葉樹の混交林

様々な樹種の広葉樹林

森林所有者が自主管理
 ○協定に基づき所有者が適宜に管理
 (国・県が50%程度に財政支援を実施する場合を含む)

森林の公益的機能の高度発揮

資源の循環利用

○計画樹立面積の実績

平成13～22年度末までに策定された環境林整備計画
 目標: 20,500ha
 実績: 11,318ha (目標達成率55%)

○森林整備の実績(H13～H22)

- ・県単森林環境創造事業による森林整備の実績 8,432ha (事業費2,919,441千円)
- ・森林再生CO2吸収量確保対策事業による森林整備の実績 3,175ha (事業費887,823千円)
- ・対象森林(45,000ha)に対する森林整備実施率 25.8%

○事業の成果

- ・整備を実施した森林内の下層植生に回復の兆しが見られる
- ・将来の目標である針広混交林に移行する基盤が整いつつある。

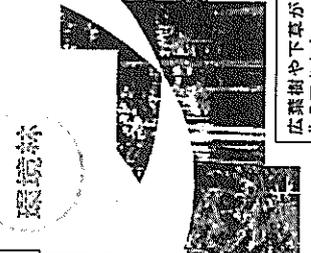
○課題

- 環境林整備計画の作成において以下の要因から事業の採択基準となる30ha以上の団地の確保を行うことが難しくなっている
- ①小規模な森林所有者が大多数であること。
 - ②不在村所有者や境界の不明確な森林が多く、森林への関心が低下してきていること。

環境林整備のイメージ



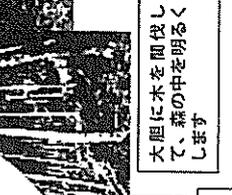
管理に人手や経費がかからず、自然の力により公益的機能を発揮できる森林となります



真つ明になった森林は、下草も無く、土壌浸食が目立ちます



大胆に木を間伐して、森の中を明るくします



広葉樹や下草が生えてきます



しかし、木材価格の低下による森林の手入れ不足などから山は荒れかかっています

